

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー)に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成21年12月3日～平成22年1月1日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2通
- 4. 御意見・情報の概要及びそれに対するプリオン専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>BSE 非発生国における汚染リスクは、BSE 発生国からの生体牛や肉骨粉の輸入数値に国や年によるリスクの重み付けとして、加重係数を設定してリスクを算出していますが、基となる各国からの回答書によるデータは十分な検証が必要と考えます。</p> <p>また、きわめて限定的な範囲でしか検査が行なわれていない米国の加重係数を、発見頭数によって決めているため、米国からの輸入が過小評価されています。その国の検査体制に見合う加重係数を設定して、信頼できるデータで評価してください。</p>	<p>評価対象国のBSE発生国等からの生体牛や肉骨粉の輸入量については、各国からの回答とは別に、食品安全確保総合調査において各国の貿易統計等の調査を行い、回答書のデータを用いた場合との比較を行うことにより、可能な限りデータの信頼性の確保に努めました。</p> <p>米国の加重係数については、「III リスク評価手法」に記載されているとおり、①英国で BSE の発生がピークであった期間(1988～1993年)における英国のBSE有病率を5%とし、この期間に英国から輸入された生体牛1頭の加重係数を1と設定した上で、②食品安全委員会が2005年に行った米国・カナダ産牛肉等のリスク評価でのサーベイランス(発生・流行の動向に関する分析)データから推定した米国の有病率(100万頭当たり約1頭)を基に設定しました。</p> <p>なお、同様の考え方で、日本及びカナダの加重係数の設定も行っています。</p>

2	<p>ハンガリーはBSE 侵入リスクが高いにも関わらず、飼料規制ができたことで、BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できるとの評価結果になっています。飼料規制には完全ということはありません、評価方法には疑問を感じます。</p> <p>総じて今回の評価にも「結論先にありき」という印象を受けます。中立の立場からの適正な評価を望みます。</p>	<p>今回の評価では、侵入リスクと国内安定性の評価（国内対策有効性の評価）の結果から経時的な生体牛のリスクを推定し、これに現状の食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせて、最終的に我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性について評価しました。</p> <p>ハンガリーについては、侵入リスクは2005 年までは「高い」と考えられましたが、飼料規制だけでなく、SRM の利用実態、レンダリング条件及び交差汚染防止対策等も考慮して国内安定性の評価を行い、さらに食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせた結果、「BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できる」との評価結果となりました。なお、食肉処理工程におけるリスク低減効果の評価においては、30 ヶ月齢超のすべての通常と畜牛の BSE 検査が行われていることも考慮されております。</p> <p>また、サーベイランスの結果、ハンガリー産牛から BSE 陽性牛は発見されておりません。</p>
3	<p>今回評価を行なった国の中に、BSE 発生リスクの高い機械的回収肉を日本に輸出している国がありました。BSE は微量でも感染するという性質を考えると不安を感じます。飼料の交雑リスクや全頭検査されていない実態を考えると、安全性が確保されているとは考えられません。すぐにその国からの機械的回収肉の輸入を取りやめるよう、リスク管理省庁へ伝えることを要望します。</p>	<p>機械的回収肉（MRM）については、今回想定したシナリオ（英国発の定型 BSE）を前提とすれば、BSE が暴露・増幅した可能性が無視できる国に関しては、リスクは無視できると考えられます。しかし、非定型 BSE を考慮した場合については、「非定型 BSE が上記の MRM のリスクに与える影響は、特に高齢牛に由来する MRM の場合、リスクがないとは言えないが、相当程度低いと考えられる。」としたところで</p> <p>いただいた御意見は、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>

4	<p>今回食品安全委員会が自ら評価を行なったことは歓迎していますが、評価結果が出されるまでに2年半という長い期間かかった事は非常に残念です。不安の中で牛肉を食べ続ける消費者のことを最優先に考え、まだ評価されていない中国などの評価を早急に行うことを希望します。</p>	<p>今回の評価は①評価に必要な調査項目を整理して質問書を作成、②作成した質問書を評価対象国に送付し回答を依頼、③評価対象国からの回答書を日本語に翻訳し情報を整理、④各国からの回答内容に基づき審議、⑤評価手法の確立、⑥評価の過程で必要となったより詳細な情報及び初回の回答で記載の不明瞭な点などに関して追加質問、⑦初回及び追加質問の回答内容に基づき各国の評価結果(案)のとりまとめ、という作業が必要であり、さらに評価対象国数も多いことから、評価結果のとりまとめまでにかかなりの時間を要しました。</p> <p>残りの評価対象国については、繰り返し協力依頼を行いつつ、質問書に対する回答が得られた国から順次、審議を進めていき、出来るだけ速やかに評価結果のとりまとめを行っていきたいと考えます。</p>
5	<p>リスクミにも参加させていただきましたが、今回のリスク評価はOIEの評価ともほぼ同等とのことであり、解析も新手法を採用されての評価だったと伺いました。世界に発信されることを期待しますとともに、国内の牛肉のリスク評価は既に行われているので、併せて国民へのアナウンスも宜しくお願い致します。</p>	<p>評価書については、最終的に評価結果をとりまとめた後に英訳を行い、英語版を食品安全委員会のホームページに掲載する予定です。</p> <p>また、これまでに行ったリスク評価結果も含めて、今後とも、ホームページ、広報誌、食の安全ダイヤルなどを通じた情報提供に努めてまいります。</p>